

## 平成25年度（一社）全国木材組合連合会事業報告（案）

平成25年度のわが国の経済は、大胆な景気経済対策の実施により、長引いた円高・デフレの緩和が進み景気は上向きで推移しました。木材産業につきましては、景気動向や消費税引上げ措置に伴う前倒し着工等により、住宅着工は980千戸と前年を1割強上回る戸数となりました。木材需要は特に秋口から好調を続け、木材業界は、全体としては比較的良好な事業環境でありました。しかし、消費税引上げに伴う住宅着工・木材需要の落込みが懸念され、「好循環実現のための経済対策」の効果的展開、東日本大震災の早期復興対策促進、さらに業界の最大限の木材利用促進努力などにより、着実な経済・景気の回復、そして木材産業の再興が早期に実現できることを強く期待するものであります。

平成25年度事業活動の概要は次のとおりです。

第一は、「木材・国産材利用」の幅広い普及PRの取り組みです。一般消費者、木材ユーザー、関係機関等に対して展示・セミナー、事例発表会等を開催し、くらし、街づくりと木材利用の推進などについて普及活動を積極的に実施するとともに、木育活動、違法伐採対策、木質バイオマス利用やJAS製品・制度の普及などの推進に積極的に取り組みました。

第二は、住宅の木材・地域材の利用拡大等の取り組みです。

「木材利用ポイント事業」（林野庁事業）は、木材利用を消費者に直接的に普及できるものであり、その推進は今後の木材利用拡大を図る上で極めて重要な事業であります。そのため、会員総意の下で木材業界挙げて事業全体の支援・推進、普及体制の構築に取り組みました。また、全木連は事業実施のコンソーシアムに参加して申請受付窓口業務の役割を担い、木材・建築関係の団体・事業者、都道府県木（協）連の多大な協力を得て約750の窓口を整備し、事業の円滑な推進に取り組みました。さらに、事業は複数年継続することが効果的であること、消費税引上げに伴う需要反動の懸念材料などを踏まえ、新たな経済対策・25年度補正予算で事業拡充強化の要請活動に取り組み、その対策の実現・事業期間の延長等が図られました。地域材を活用した地域型住宅ブランド化推進対策（国土交通省事業）は、木材・建築関係者が連携して地域材利用の住宅づくりが大きく推進できるものであり、事業への積極的な参画促進、その他住宅への木材利用に関する制度、取組事例等などの情報提供などに取り組みました。

第三は、街づくり、公共建築物・商工業施設などへの木材利用推進の取り組みです。

公共建築物については、公共建築物等の整備促進対策の有効活用や会員挙げての市町村の基本方針の早期策定推進、セミナー開催や建築・行政関係との連携などに取り組みました。また、木造の中大規模建築物の取り組み推進のための関連施

策（設計支援、担い手育成、建築促進等）の有効活用や施策充実強化活動に取り組みました。さらに、街づくり、商工業施設への木材利用拡大に向けて先進的取り組み事例の発表会開催・普及などに取り組みました。

第四は、木材産業の効率的な流通・加工体制整備、経営安定の取り組みです。

低コストかつ品質の安定した加工・流通体制の構築に向けて、木材加工施設の高度化、規模拡大、中小工場の有機的連携対策の推進、森林林業加速化基金事業や利子助成、リース事業等の有効活用、税制改正を含め関連施策の充実活動に取り組みました。経営支援対策では、中小企業信用保証関連のセーフティネット保証、金融・税制のきめ細かな情報提供、制度充実の活動に取り組みました。

第五に、第48回全国木材産業振興大会における木材利用・木材産業振興の強いアピールです。大会は「さいたま市」に全国から約800名の参集を得て「新たな木材利用への挑戦で木材産業の創造的再興～街づくりへ木材利用を拡大しよう～」をスローガンに開催しました。消費地地域開催であることから、「木材を使う街づくり」をテーマとしたシンポジウムを開催するとともに、大会宣言として、新たな経済対策の早期実現、街づくりへの木材の総合的利用の推進、東京オリンピック・パラリンピック関連施設等への木材利用推進などを決議しました。また、特別決議として「新たな経済対策に木材需要拡大（木材利用ポイント事業・木造公共建築促進対策拡充）」などに関する決議を行ない、これらの実現に向けて会員挙げて活動を強化しました。

第六は、東日本大震災・原発事故の復興取り組みへの対応です。木材関連被災事業者の再建・事業振興のための支援対策の推進、原発事故関連の被災事業者の再建、放射能汚染に関連しての木材製品、パーク等の適切な処理対策推進、森林内作業の安全衛生の推進に努めました。

平成25年度は、以上のほか品質、性能に優れ健康、環境に配慮した木材製品の安定的な生産販売などに取り組みました。これらを進めるに当たっては関係団体、関係機関等の格別なご協力をいただき深く感謝申し上げます。ここに以下のとおり事業報告します。

## I 木材利用の総合的推進

低炭素社会の実現、地域経済の振興に大きく貢献する「木材」の利用推進のため一般消費者、木材ユーザー、関係機関等々に向けてセミナー開催等による普及活動、木育活動支援、違法伐採対策推進などに積極的に取り組んだ。

### 1. 消費者等への木材利用普及の取り組み

#### (1) 首都圏等における木材・国産材利用セミナー・フェアの開催

ア 一般消費者や木材ユーザーを対象として「みどりとふれあうフェスティバル」(5月)に出展し、また、「活かして使おう国産材フェア」を会員の参加協力の下にジャパンホームショー(10月)、エコプロダクツ展(12月)に出展し、くらし・地球環境保全と木材利用、木材の特質などの普及啓発活動を実施した。

イ さらに、一般消費者等を募集して森林、木材加工の現場で「森と木とすまいるツアー&セミナー」を11月に開催し、森林とくらしや森林整備に貢献する木材利用などについての普及推進活動を実施した。

ウ 平成26年2月には、第5回「新たな木材利用」事例発表会～こんなところも「木材利用」～をテーマとして開催した(木材利用推進中央協議会と共催)。一般消費者、建築設計関係、家具・木材事業関係等約250名の参加者から大きな関心が寄せられた。

#### (2) 木材・国産材利用活動の全国展開

会員挙げて、全国各地域において、住宅や公共建築物等への木材・国産材利用推進のためのセミナー、シンポジウム、地方公共団体等への働きかけなどの活動を実施した。

#### (3) 木材PRポスター等の活用による普及

～健康で快適な毎日は木の住まいから～を標語とした木造住宅の「木材PRポスター」を1万枚作成し会員を通じて広く配布するとともに、「もっと知りたい木材の良さ」、「日本の木の家」などのパンフレット及びJAS製材品普及チラシを「活かして使おう国産材フェア」などで広く配布し木材の利用PRを推進した。

#### (4) 木づかい運動への参画

「木づかい推進月間」(10月)を中心に「木づかい運動」の各種のフェア、シンポジウムなどに積極的に参加協力し、またイベント等において「木づかい運動推進ポスター」や「木づかい普及」小冊子を活用・配布し、その普及に努めた。

## (5) 木育活動の推進

木材の良さやその利用の意義を学ぶ「木育活動」については、各地域、団体等で積極的に進められている。中長期的な木材利用促進のためには、こうした取り組みは重要である。当会は、この「木育」活動の推進の全体的取り組みのほか、平成25年8月の「高校生ものづくりコンテスト」、平成26年1月の「全国中学生創造ものづくり教育フェア」に引続き資材提供・協力を行うなど、その推進に取り組んだ。

## (6) 木材の産地、品質等表示の普及推進

木材製品の産地、品質、加工種等について、JAS、地域の産地認証、合法性証明、ホルムアルデヒド放散等級表示の取り組みを推進し、一般消費者、ユーザー等に対しても各種イベント、セミナー等において、その普及等に取り組んだ。

## 2. 木材利用に関する国際的取り組み推進

### (1) 気候変動枠組条約と木材利用

気候変動枠組条約締約国会議で京都議定書の第2約束期間が開始され2015年以降の枠組みの議論が行われているが、森林吸収源に伐採木材製品（HWP）の取り扱いを含め、動きを注視しつつ適切な対応に取り組んだ。

### (2) 違法伐採対策の推進

各国が協調して進めている違法伐採対策の積極的推進のため、合法性等の証明された木材・木材製品の利用普及、供給体制整備の促進の諸活動に取り組んだ。

#### ア 合法木材・木材製品の供給体制の推進

平成26年3月末段階の認定団体数、認定事業者数は前年に比べて大幅に増加し、それぞれ147団体、11,111事業者（3割増）となった。これまでの促進活動に加え、平成24年度補正予算で措置された「木材利用ポイント事業」の申請要件として住宅等の使用木材が合法性等証明木材とされたことなどにより大きな増加があったものである。このような認定事業者の拡大に加え、証明された木材・木製品の信頼性確保のための中央研修や認定団体による事業者研修の実施などにより、供給体制の整備充実に努めた。

#### イ 合法木材・木製品の普及・利用推進の取り組み

合法木材・木製品の普及・利用を推進するため、認定団体（都道府県木（協）連など）の協力を得て国等の機関、地方公共団体への普及活動や建築関係向けのセミナー等を開催した。また、一般消費者・需要者への普及を図るため、ポスター、パンフレットの作成配布、DIYショー（8月）、エコプロダクツ展（12月）への出展、農林水産省「消費者の部屋」特別展示（3月）など多彩な取り組みを引き続き実施した。

#### ウ 国際セミナー等の参加

3月に中国・広州市において、中国、米国、EU、日本の木材関係団体・政府関係者が参画する「国際木材市場の新規則への対応と木材原材料の責任ある購入セミナー」において、日本の違法伐採対策・合法性証明木材供給への取り組みの普及を実施した。

また、米国、EUなど世界各国の木材団体、事業者に対して、我が国の合法木材証明制度の普及と各国の違法伐採対策の実情把握のための調査等を実施した。

#### (3) 海外諸国との連携による木材の利用・需給の取り組み

米国、中国、インドネシア、マレーシアなどの木材関係団体と木材の利用・需給動向、違法伐採対策の推進等について情報交換を行った。

### 3. 木質バイオマス等の利用推進

#### (1) 再生可能エネルギーと木質バイオマス

平成24年7月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が施行されて以降、全国各地で木質バイオマスを利用した発電事業の取り組みが進展してきている。未利用の木材資源を使った新たな事業展開が期待でき、制度の有効活用と使用原料の「木材チップ」の取り扱いについて「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく認定団体・事業者認定等の情報提供、その推進に取り組んだ。平成26年3月末で83団体が事業者認定に取り組み、全木連も1団体の認定をしているところである。

また、平成25年11月には「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」が公布されたが、この法律は、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は地域の関係者の相互の密接な連携の下、地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨とし、農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われるように進めることとし、その普及に努めた。

また、木材加工工場における工場残材利用等による発電、熱源利用の促進、未利用材・木質ペレットなどの利活用による公共施設、農業等産業施設等への発電・熱源利用について、ホームページ掲載や情報提供を実施しその一層の推進を図った。

#### (2) 木材のカーボンビジネスとしての取り組み

低炭素化社会の構築に向けて、CO<sub>2</sub>排出権取引、税のグリーン化などが進められており、木材利用の推進、新たなビジネスチャンス拡大のため関連情報の収集、情報提供に取り組んだ。

- ア カーボンフットプリントの制度は、商品の製造・輸送・排気などで発生するCO<sub>2</sub>の量を表示するものである。平成24年度からは本格実施が始まっており、認定された木材・木質材料についてのガイドライン（商品別算定基準PCR）に基づき26年3月現在40品目程度が認定製品として登録されている。
- イ 温室効果ガス（CO<sub>2</sub>など）排出量取引の国内クレジット制度、カーボンオフセットクレジット制度、炭素固定の認定制度などが開始されている。木材や木質バイオマスエネルギーの利用に繋がる仕組みであり、これらの情報提供等に取り組んだ。

#### 4. 木材利用の提案活動等

- (1) 平成25年8月に森林・林業・木材産業関係施策に関する林野庁との意見交換会（正副会長）を開催し、木材の需要拡大対策、木材産業振興などについての意見交換・政策提案を実施した。また、平成25年11月の全国木材産業振興大会の宣言決議、特別決議等を踏まえて、木材需要拡大等、特に12月に見込まれた「新たな経済対策」の策定、補正予算措置の動きに対応して「木材利用ポイント事業の拡充」、「公共建築物等への木材利用対策」などの政策実現要請活動を実施した。その結果、これらに関する大幅な補正予算措置が講じられた。
- (2) 平成25年8月には、木材利用推進中央協議会とともに公共建築物、生活空間における木材利用推進の提案を林野庁ほか8関係省庁などに実施した。

## II 住宅、公共建築物等への木材利用推進

### 1. 木造住宅への木材・地域材利用

木造住宅への木材・地域材利用推進は極めて重要であり、その普及PRの諸活動を会員挙げて実施したほか、林野庁、国土交通省の関連施策の有効活用と充実強化に取り組んだ。

#### (1) 木材利用ポイント制度の推進と拡充

ア 「木材利用ポイント事業」は平成25年7月から申請受付が開始され、木造住宅、内装・外装木質化の申請受付件数は平成26年3月末で約46千件の実績であった。この制度は住宅等への地域材利用に対してポイントを付与し、地域農林水産物などと交換できる事業で、木材の需要拡大、消費者に対する木材利用の普及に大きく貢献するものである。

イ 当会は、事業全体の推進のため会員挙げての普及・推進体制の構築に取り組むとともに、事業実施のコンソーシアムに参加し（当会ほか5社・団体）、申請受付窓口業務の役割を担うこととして、全国の地域に木材・建築関係の団体・事業者、都道府県木（協）連の多大な協力を得て約750の窓口を整備した。

また、各地域段階における事業普及のために必要な広報活動等の促進対策について関係方面に働きかけるとともに、その活用を推進した。さらに、全国段階の事業広報について、都道府県木（協）連の協力のもとに47都道府県の木材を使ったCM等の作成、マスコミ関係などへの協力活動を実施した。

#### ウ 事業の拡充強化

新たな経済対策・25年度補正予算で事業の拡充強化について要請活動を実施し、その措置が実現し事業期間の延長等が図られた。

### (2) 木造住宅等への木材利用促進

ア 国土交通省は、木造住宅振興のため地域型住宅ブランド化推進対策や、住宅省エネ化推進体制の強化、先導的な設計・施工技術を導入する中大規模木造建築物等の建設支援対策などの施策展開を進めている。全国の木材関連事業者は、これらの事業に建築関係事業者と連携して積極的に参画している。当会はこれら事業の内容、公募情報などについて随時、情報提供や事業参画促進に努めた。また、これらに加え住宅関連施策・税制など幅広い情報の提供に努め住宅部門における木材利用の拡大推進に努めた。

イ また、林野庁の木造住宅推進関連対策では、木造住宅建設促進のための部材開発、地域関係者の連携促進、新たな利用分野の開拓などが展開され、その有効利活用を積極的に推進した。会員、事業者等は都道府県段階の森林林業加速化対策事業のほか、林野庁が直接募集するこれら事業に積極的に取り組んだ。

### (3) 地域材利用の耐震改修の取り組み

大震災の教訓を踏まえた安全な住まいづくりの推進のため関連施策の活用等による住宅耐震改修の推進に努めた。この部門での木材利用推進のため製品開発等に積極的に取り組んだ会員も少なくなく、整備に係る設計段階からの技術支援対策の公募情報等を情報提供した。

### (4) 建築関係制度への対応

建築関係等の諸制度については、引続き木材の利用が一層推進できることを基本として必要な対応に取り組んだ。

ア 国土交通省は、3階建ての木造の学校建築基準や合理的・実効性の高い建築基準制度の構築などに関する建築基準法の一部改正を進めている。また、農林水産省は製材（2×4部材など）、集成材のJAS規格改正、CLTのJAS規格制定の作業を進めている。文部科学省は、木造校舎の構造設計標準の在り方の検討を進めている。これらについて、今後の動向を注視しつつ必要な対応に取り組んだ。

イ 国土交通省では伝統的構法を再評価するために、構造実験・分析、地域建材の品質性能の調査などに取り組んでいる。また、農林水産省では、正面玄関に和室を設置し「和室の文化」の普及に取り組んでいる。これらは地域材利用を図る上で重要な動きであり情報の収集・提供、会議等への参加に取り組んだ。

#### (5) 住宅産業との連携等

木材の利用拡大に向けて、(一社)全国中小建築工事業団体連合会、JBN、(一社)日本木造住宅産業協会、(一社)日本ツーバイフォー建築協会などと意見交換等を行うなど連携強化に努めた。また、住宅建築関係諸制度、補助・融資・税制などについて、最新情報を全木連ホームページに掲載するなど情報周知を図った。

#### (6) 地域材利用の住宅建設促進の地方単独事業の推進

都道府県、市町村における地域材利用の住宅助成実施状況や地方財政措置などの政策情報の提供、地方単独事業の有効活用による取り組みを推進した。都道府県木連等の努力により、平成25年度における地方単独の地域材利用住宅支援制度は都道府県で37、市町村で232となった。

### 2. 公共施設・商工業施設等の木材利用促進

木材利用の維持拡大を図るためには、住宅以外における取り組みが重要であり、街づくり、公共施設・商工業施設等への木材利用に積極的に取り組んだ。

#### (1) 公共施設等への木材利用促進

ア 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく市町村の基本方針の早期策定、木造建築物の整備促進等に取り組んだ。基本方針策定市町村は平成25年度末現在で全市町村の約8割に当たる1,384市町村で策定が行われている。基本方針は地域において木材利用を進める姿勢のあらわれと考えられ、当会が提唱している「木材を使う街づくり」に大きな影響を及ぼすものである。更なる策定市町村の増加と基本方針に基づく実効性確保に向けた取り組みを推進した。平成25年度補正予算で、強く要請していた公共建築物の整備促進対策が盛り込まれたが、これら対策の活用をはじめ、街づくり全体への木材利用が進むよう、関係省庁の支援対策、都道府県・各地域の取り組み情報の整理・提供、街角の木材利用や中大規模木造建築物の調査分析の推進に取り組んだ。

イ また、会員挙げて公共建築物等への木材利用促進を図るために、全国各地域でセミナー・シンポジウム開催、市町村・関係機関への普及などに取り組んだ。

## (2) 街づくり、商工業建築物等への利用推進

街づくりや商工業建築物等の分野における木材利用拡大のため、会員、木材事業者は建築事例を活用して積極的な木材利用推進の活動を進めている。当会は、平成26年2月に『～こんなところも「木材利用」～』をテーマとして、木造化等の事例発表・意見交換を実施したほか、木造公共建築物等の整備に係る設計からの技術支援の公募情報等を提供した。

## (3) 学校施設への木材利用の取り組み

文部科学省は、木材を活用した学校施設づくりの取り組みを支援するため、木材活用に関する施策紹介や専門家による特別講演、地方公共団体の取り組み紹介、木造学校施設の視察等を推進している。また、地方公共団体や木材関連企業、設計者等に向けて、「木材を活用した学校施設づくり講習会」を10月～11月に全国3会場で実施した。当会は、このような情報連絡、講習参加の推進に取り組んだ。

# Ⅲ 効率的な加工・流通体制構築に向けた取り組み

## 1. 木材産業の動向

(1) 国は、木材自給率50%以上の実現に向けて原木安定供給体制の整備、総合的な木材利用の推進、効率的な加工・流通体制づくりなどの施策展開方向を明らかにし、様々な法制度、対策の充実強化を進めている。

(2) 平成25年の住宅着工は、景気の回復傾向や消費税引上げに伴う前倒し着工等により、木造住宅は550千戸といずれも前年比1割強を上回る実績であった。特に秋になってからは、その伸びが大きく、木材需給は特に国産材を中心として丸太、木材製品のいずれも供給不足が顕在化した。需要動向に応じた弾力的かつ安定的木材供給への対応に課題を残した。木材業界は全体としては比較的良好な事業環境であったが、消費税引上げに伴い、住宅着工の落込み、木材需要減少等が懸念され、木材利用拡大対策に加え効率的な加工・流通体制構築の推進に取り組んだ。

## 2. 東日本大震災と木材産業対策の取り組み

### (1) 東日本大震災復旧・復興の取り組み

木材関連被災事業者の再建・事業振興のための機械施設整備、運転資金確保等支援対策の充実推進、原発事故関連の被災事業者の再建、放射能汚染に関連する木材製品、パーク等の適切な処理推進に努めた。

## (2) セーフティネット等経営支援対策

平成25年4月以降、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」が平成25年3月31日限りで効力を失うに当たり、中小企業・小規模事業者等の円滑な資金繰りに万全を期すとの観点から、「中小企業金融等モニタリング」を都道府県木連の協力を得て実施した。また、木材事業者から運転資金の円滑な確保を推進するため、7月に中小企業施策利用ガイドブック（平成25年度版）等の複数のパンフレット配布及び活用奨励など、きめ細かい情報提供、充実等の活動に取り組んだ。

要望した新たな経済対策の早期実現と中小企業対策充実については、平成25年度中小企業関係補正予算で中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業、中小企業・小規模事業者の資金繰り・事業再生支援事業等が措置された。

## (3) 雇用調整、雇用対策の取り組み

パンフレット「雇用安定のために」（平成25年度版）を送付し、その有効活用を推進した（10月）。また、平成26年度予算では失業なき労働移動の実現の対策が措置された。

## 3. 木材需給の変化に応じた木材産業の確立

### (1) 中小工場の有機的連携等の推進

ア 製材等工場数は事業撤退等により大幅に減少し続け（平成24年の製材工場数5,927）、地域の木材の利用・加工体制の弱体化が懸念されている。そのため地域の中小工場が連携して品質管理や製品の安定供給を行う体制整備、事業活動の新たな展開の推進に努めた。

イ 輸入材の国産材への原料転換や2×4住宅部材や土木用資材等の分野における国産材の利用拡大などの推進に取り組んだ。

### (2) 木材加工流通の合理化、高度化

ア 効率的で品質の安定した加工・流通体制の構築に向けて、木材加工機械施設、乾燥施設等の高度化、規模拡大に有効な交付金・補助事業、融資事業、リース事業などについて広く情報提供を数次にわたって行いその活用を推進・制度充実活動に取り組んだ。特に新たな需要開発につながる技術・製品開発、施設整備等の推進に務め、一層の制度充実活動に取り組んだ。

イ 林野庁の「木材需給会議」に委員として参加し、木材需給の安定化に努めるとともに国土交通省の「建築資材需給連絡会」に協力し公共事業における木材供給の安定化に努めた。

(3) 木材需給安定の取り組み

木材の安定適正な需給確保のため、国産材・輸入材の供給情報の分析、定期的な調査などを行い普及・広報するとともに、林野庁が4半期ごとに公表する「木材需給見通し」の作成協力や米国等の木材・政府機関との意見交換を実施した。

(4) JAS制度等の普及

品質の明確なJAS製材品の供給体制整備やJAS制度普及は、重要であり、一般社団法人全日本木材市場連盟、一般社団法人全国木材市売買方組合連盟と共同して「JAS製材品普及推進展示会」を全国6箇所で開催したほか、国産材製品フェアなどにおいてJAS製品展示・制度普及に取り組んだ。平成25年3月末の全国の製材JAS認定工場数は604工場となっている。

(5) 地域材原木の安定供給・確保体制への取り組み

原木の安定供給・確保のためには、施業の集約化・路網の整備、高性能林業機械の整備等を促進し規模拡大と生産性の向上を実現することが重要である。そのため関係団体等と連携を図りつつ、補助、リース、制度融資、利子助成などの対策を通じ高性能林業機械の導入、経営規模の拡大、森林等の分散防止、流通施設等の整備促進に取り組んだ。

(6) 労働安全等対策

労働安全の確保のため、引き続き林材業ゼロ災運動、林材業リスクアセスメント活動を促進した。また、林業退職金制度の重要性に鑑み、引き続き都道府県木連を通じて加入促進に取り組んだ。

(7) 事業所税の特例措置拡大への対応

事業所税は、平成25年度から、「扉を有する木材保管施設」についても特例措置が行われ、その利用を推進した。

#### 4. 木材貿易、木材輸出への対応

(1) TPP等への対応

環太平洋パートナーシップ協定交渉（TPP）の関連問題については、我が国の森林・林業の現状を踏まえ関係団体等との連携も重ね慎重な対応を働きかけた。

EPA / FTAについては、ASEAN諸国など13の協定が合意発効されている。現在、EU、カナダ、日・中・韓、豪州などが交渉中となっている。これに関して、木材産業を取り巻く事情を踏まえ品目により柔軟な対応がとれるように努めた。

## (2) 木材輸出

国産材の海外への輸出振興のため、日本木材輸出振興協議会と連携してその推進に努めた。これまで取り組んできた、中国の「木構造設計規範」において日本産スギ、ヒノキ、カラマツの一般構造用製材として利用可能となる措置が実現した。

## 5. 木材の健康・安全対策の推進

### (1) 木くずの取り扱いについて

木くずの取り扱いについては、一定の要件を満たす燃料として利用される木質焚ボイラーは、産業廃棄物の焼却施設には当たらないものとして取り扱われることとなっており、引続きその定着化に努めた。

### (2) 揮発性有機化合物（VOC）問題への対応

製材品は健康安全性に優れた資材であること等についてリーフレット、各種イベント等で普及を図るとともに、アセトアルデヒド、トルエン等の揮発性有機化合物を巡る動向について引続き注視しつつ必要な対応に努めた。

## IV 全木連活動の活性化等の取り組み

### 1. 全木連組織について

公益法人改革法に基づき、平成25年4月1日付けで一般社団法人への移行登記を実施した。

### 2. 第48回全国木材産業振興大会

平成25年11月21日にさいたま市で第48回全国木材産業振興大会（全木協連共催、全木連関東支部協力）を開催した。「新たな木材利用への挑戦で木材産業の創造的再興～街づくりへ木材利用を拡大しよう～」を大会スローガンとして、全国から約800名の参加の下で木材需要拡大対策実現などの大会宣言決議、特別決議が採択された。

### 3. 全木連各種委員会の活動

(1) 平成25年8月8日、総務委員会を開催し平成25年度全国木材産業振興大会開催方針等を決定するとともに、林野庁幹部と林業・木材産業の振興に関する意見交換を行った。

(2) 平成26年2月14日にPR委員会を開催し、平成26年度における木材利用普及事業の取り組み方向、木材PRポスターの企画方針等について決定した。

#### 4. 木材利用・木材産業の普及・PR構築への対応

- (1) 木材・木材産業、住宅、行政関連情報の提供・収集について、全木連のホームページ及び電子メールの適切な活用を行った。
- (2) 一般消費者・建築関係者に木材・木材利用に関する様々な情報を提供するためホームページの拡充改善に取り組んだ。

#### 5. 都道府県木連総会、全木連支部会議等への参加

- (1) 都道府県木連総会（業種別会員団体の総会を含む。）
- (2) 全木連支部会議
- (3) 木材産業等大会（日本木青連大会を含む）
- (4) ブロックにおける行政との連絡会議

#### 6. 関係団体活動への参加等

森林・林業・木材産業、住宅産業、中小企業、環境関連団体事業活動への参加・協力を積極的に取り組んだ。